

# 南部町森林環境譲与税活用方針

令和3年12月

南部町森林環境譲与税活用検討協議会

## 南部町森林環境譲与税活用方針

### 第1 はじめに

本町の総面積は20,087haであり、そのうち森林面積は17,629haで、総面積の約88%を占めています。民有林面積は、15,410ha(独立行政法人264ha、県有林2,588ha、町有林1,469ha、財産区有林102ha、私有林10,987ha)で、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積は10,884haであり、人工林率71%で県平均を大幅に上回っています。人工林は伐期の長期化により8齢級以上の林分が10,368haで95%と多くを占めており、今後高齢級間伐を早急かつ計画的に実施していくことが重要です。

本町の森林は地域住民の生活に密着した里山から、林業生産活動が積極的に実施されるべき人工林帯、さらには、大径木の広葉樹が林立する天然生の樹林帯までバラエティーに富んだ林分構成になっており、また、森林に対する住民の意識・価値観が多様化し、求められる機能が多くなっていることから以下のような課題があります。

森林所有者の林業経営に対する意欲の低下や、相続未登記等の理由から、森林を集約化することが困難である事等が影響して森林整備が進まない状況であり、道路沿線や人家・公共施設周辺の森林では台風の大型化等により風倒木被害の危険性が高まり、里山が藪になったため景観の悪化や農地周辺にシカやイノシシ等が定着し農林業被害が常態化する等、森林が有する公益的機能の低下に加えて生活環境に影響を及ぼす問題が発生しています。

たけのこは本町の特産品ですが、生産者の高齢化や後継者不足により放置竹林が増加しており、たけのこの生産量の減少、人工林への侵入、災害防止機能の低下といった問題が発生しています。

町全体は昔からスギ、ヒノキの造林が盛んに行われており、齢級構成も他の市町村から比べて高いため、今後木材生産を進めて林業を活性化するためには、林道・林業専用道・森林作業道の路網整備を推進し、高性能林業機械を活用し、利用間伐及び皆伐・再造林等の森林整備を推進し、併せて南部拠点施設を中心に町産材の需要拡大に積極的に取り組んでいく必要があります。

このような状況を踏まえ、南部町として森林の整備に関する施策を推進するため、森林環境譲与税活用の方向性を示す指針を整備するものです。

## 第2 森林環境譲与税活用の基本的な考え方

### (1) 森林環境譲与税の使途

森林の有する公益的機能の維持増進の重要性に鑑み、市町村及び都道府県が実施する森林整備及びその促進に関する施策の財源に充てることを目的として、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（以下「法」という。）が平成31年4月から一部施行され、南部町においても森林環境譲与税（以下「譲与税」という。）が譲与されることとなりました。

市町村に譲与される譲与税の使途については法第34条に規定され、

- ① 森林の整備に関する施策
  - ② 森林の整備を担うべき人材の育成及び確保、森林の有する公益的機能に関する普及啓発、木材の利用の促進その他の森林の整備の促進に関する施策
- に要する費用に充てなければならないとされているとともに、その使途に関する事項については、毎年インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならないとされています。

また、国会における附帯決議において示された使途の考え方として、譲与税については、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に係る地方財源の確保のため創設するとされた趣旨に沿って、「これまでの森林施策では対応出来なかった森林整備等に資するものとし、その使途の公益性を担保し、国民の理解が得られるものとする」とされています。

### (2) 譲与税活用の具体例

- ① 間伐や林内作業に必要な林内路網の整備などを実施することにより、温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図ります。

#### 【具体例】

森林所有者（以下「所有者」という。）の意向調査、経営管理権集積計画の作成、人工林の間伐や竹林整備等の森林整備、路網整備、獣害対策、森林情報の整備、境界画定、未利用間伐材等の搬出など

- ② 森林・林業の人材育成・担い手対策を進めます。

#### 【具体例】

森林・林業を担う新たな担い手の育成、各種研修の実施、研修機材等の整備、安全装備への支援、就業環境の改善など

- ③ 南部町（以下「町」という。）の実行体制の充実を進めます。

#### 【具体例】

林業関係専門職員の雇用又は業務委託、町民参加の協議会の設置・運営など。

- ④ 炭素固定及び森林整備の促進に貢献する木材の利用を促進します。

【具体例】

地域材を活用した木造公共施設や木質内装化、木質バイオマスの熱エネルギーとしての利用促進、普及など。

- ⑤ 森林・林業についての普及啓発を進めます。

【具体例】

森林・林業に関する学習・体験活動、植樹・育樹活動、交流活動など。

(3) 事業の優先度

譲与税の用途が多岐にわたる一方、整備が必要な人工林が多くの面積を占める本町の状況や、森林環境税が創設されるに至った経緯などを考慮すると、森林整備への効果が高いものを用途として優先して位置づけることが適当です。そのため、地域の実情を踏まえつつ、当面、以下の優先順位を基準として具体的な用途として活用します。

【優先順位】

【高】①森林整備

【中】②人材育成・担い手対策、③町の実行体制整備

【低】④木材利用の促進、⑤普及啓発

第3 用途に関する留意事項

(1) 譲与税を活用した森林整備の促進

地域森林計画対象森林のうち所有者が経営・管理を放棄した森林について、森林経営管理制度に基づき町が所有者から経営管理権を取得し、町自ら経営管理を行う私有人工林などの森林整備を実施します。

また、森林経営管理制度によらない森林整備の促進については、国・県の補助事業による森林整備と、譲与税を活用した森林整備について採択要件を明確に区分して実施します。

(2) 防災機能、協働事業、川上から川下への配慮

森林整備にあたっては、森林の有する防災機能に対する整備に優先的に配慮するとともに、事業効果をさらに高めるため、既存事業や町民、企業と協働で行う事業、川上から川下（川上、川中、川下）との連携についても配慮するものとします。

### (3) 既存事業との棲み分け、森林法の遵守

木材収入を得る目的で行われる主伐やその後の再生林といった林業施策は、既存の補助事業等を活用することとします。

### (4) 伐採収益の取り扱い

譲与税を活用し町が行う森林整備は、所有者による管理が見込まれない森林での実施を想定していることから、仮に伐採収益（木材の販売代金）が発生した場合には、全収益を南部町森林環境譲与税基金への積立として町の歳入に繰り入れることを原則とします。

### (5) 植栽計画

譲与税を活用した植栽やその後の保育を行う場合には、森林の公益的機能の発揮を目的として実施するものとし、手入れの期間を考慮した植栽樹種の選定や保育などに留意して実施するものとします。

なお、造林樹種は、南部町森林整備計画に基づき、当該地域の自然植生を踏まえて選定することとします。

### (6) 里山林・竹林の整備

手入れの行き届いていない里山林の整備は、森林の継続的かつ適切な管理を担保することや、従来の補助事業等との違いを明確化する観点から、「経営管理権」を設定し、町自らが整備することを基本とします。

また、竹林の整備は、町の補助制度を利用しながら所有者自らが進めていくことを基本とします。

### (7) 路網整備

譲与税を活用して整備する路網は、町が管理する路網とし、森林整備の実施に伴う既設路網の改良、修繕を進めます。

### (8) 所有者不明森林の優先度

所有者が不明となっている森林の整備を行う場合は、権利の調査や根拠書類の整理など、多くの事務を要することから、森林整備の必要性、災害危険性や公益性の高い森林を優先して実施します。

### (9) 森林環境譲与税活用区域の範囲

森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律第1条により、森林法第2条第1項に規定する森林を対象とします。ただし、森林経営管理制度に係る森林整備につい

ては、森林経営管理法第1条により、森林法第5条第1項の規定によりたてられた地域森林計画の対象森林とし、施設緑地（公園、など）及び農地等の現況山林などは、対象外とします。

#### (10) 森林整備を担うべき人材の育成及び確保

森林整備を円滑に推進するためには、林業就業者及び事業体の経営基盤の強化、労働環境の改善、技能向上や労働安全性向上が不可欠です。このため、これらの対策に要する経費に充てることとします。

なお、支援対象者は、地域の森林整備の担い手となる意向を示している者とします。

#### (11) 木材の利用の促進

木材利用の促進が譲与税の使途に加えられた趣旨は、「森林整備の促進」のためであることを念頭に事業を検討するとともに、広く国民に負担を求める財源であることに鑑み、町が実施する木造公共建築物の整備や、地産地消のエネルギー利用として地域の森林資源を活用した木質バイオマスの活用など、公益性・公共性の高い取組に対し優先的に充てることとします。

#### (12) 森林の有する公益的機能に関する普及啓発

町民への森林整備の理解醸成に必要となる普及啓発活動に要する経費に充てることとします。

#### (13) 町の実行体制整備

森林整備を円滑に推進するため、地域林政アドバイザーの雇用や、林務担当職員 の技術力向上にかかる研修、森林資源情報の調査・管理、譲与税関連事業の執行上必要となる人件費や協議会の運営費及び備品整備などの経費に充てることとします。

### 第4 譲与税の執行上の留意点

#### (1) 基金の設置、運用管理

譲与税は使途が法令上限定されているため、毎年度の譲与額や不用額を一般財源と区分し経理する必要があることから、町に基金を設置し、適切な管理を行うこととします。

また、年度毎の譲与額、基金設置による前年度の差金繰越額等を考慮した上で、

森林整備等に必要な予算を計上することとします。

## (2) 適正な執行・管理

譲与税は目的税であることから、適正な事業計画の立案や執行状況の管理を行うこととします。

### <参考>用語の説明

#### 森林環境税・・・

平成30年5月に成立した森林経営管理法を踏まえ、パリ協定（平成27年9月に国連サミットで採択）の枠組みの下における我が国の温室効果ガス排出削減目標の削減の達成や災害防止等を図るための森林整備等に必要な地方財源を安定的に確保する観点から、国民一人一人が等しく負担を分かち合って我が国の森林を支える仕組みとして創設されたものです。

個人住民税均等割の枠組みを用いて、国税として一人年額1,000円を市町村が賦課徴収します。課税の時期は令和6年度に設定されています。

#### 森林環境譲与税・・・

森林現場の課題に早期に対応する観点から、森林経営管理制度の導入に合わせて令和元年度から譲与が開始され、市町村や都道府県に対して、私有林人工林面積、林業就業者数及び人口による客観的な基準で按分して譲与されることになっています。

#### SDGs (Sustainable Development Goals)・・・

持続可能な開発目標と訳されます。

平成27年9月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に含まれるもので、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されています。森林については、SDGsの目標15「陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処、並びに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する」を始め、多くの目標に関連しています。

また、森林が有する国土保全機能や水源涵養機能は目標6「安全な水とトイレを世界中に」及び目標11「住み続けられるまちづくりを」に貢献し、地球温暖化防止機能は目標13「気候変動に具体的な対策を」に貢献しています。林業の成長産業化を通じて、林業の現場における賃金の増加は目標8「働きがいも経済成長も」に、木材流通

の改革によるウッドマイレージ（物流距離）の短縮は目標12「つくる責任つかう責任」に、木材利用の推進による森林資源の循環利用は目標8、目標11、目標15等の様々な目標の達成に貢献しています。

協働・・・

自助・共助・公助の考え方を根底としつつ、多様化する町民ニーズや公共的課題を解決するため、町民や町議会、行政がお互いに尊重し合い、同じ目的のために対等な立場で連携や協力をすることです。

森林経営管理法・・・

林業経営の効率化及び森林の管理の適正化の一体的な促進を図り、もって林業の持続的発展及び森林の多面的機能の発揮に資することを目的として、経営や管理が適切に行われていない森林について、市町村が仲介役となり森林所有者と意欲と能力のある林業経営者をつなぐシステムなどを構築できることとしています。

森林経営管理権・・・

森林について森林所有者が行うべき自然的経済的社会的諸条件に応じた経営又は管理を行うため、当該森林所有者の委託を受けて立木の伐採及び木材の販売、造林並びに保育を実施するための権利をいいます。

川上、川中、川下（森林関係）・・・

林業関係としての表現としては、木材が山から伐り出され、建物になるまでの過程を一般的に、川上、川中、川下と表現しています。それぞれ、

川上…供給側の森林所有者、素材生産業者

川中…需要側の工場等

川下…国産材製品の需要者である木造の建築物や住宅を建設しようとする工務店・住宅メーカー等と呼称しています。